

町からのお知らせ

町有財産売却のお知らせ

次の町有財産を一般競争入札の方法により売却します。

希望される方は、役場総務課又は支所町民課にある応募要領をご覧のうえ、所定の様式に必要事項を記入し、提出してください。

申込受付期間 平成20年3月3日(月)～3月12日(水)

総務課

☎89-3330



所在地	神石高原町油木字市場乙1917番2
土地	宅地 323.48㎡
予定価格	5,500,000円



所在地	神石高原町油木字市場乙2016番5
土地	宅地 337.92㎡
建物	木造瓦葺平屋建 住宅 57.96㎡
予定価格	5,700,000円 (消費税及び地方消費税補償を含む)

健康保険法改正により、平成二十年四月から国民健康保険税の特別徴収が始まります。

【対象者】
次の条件を全て満たす方が特別徴収の対象者となります。条件を満たしていない方は今までどおりの納付となります。なお、対象となる方には、3月末に通知します。

- 世帯主が国保に加入しており、世帯の国保加入者が全員六十五歳から七十四歳である場合。
- 国保世帯主が年齢十八万円以上の年金を受給している場合。
- 国保世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国保税の合計額が年金支給額の二分の一を超えない場合。

*平成二十年四月から開始する特別徴収は「仮

住民課

☎89-3334

平成二十年四月から
国民健康保険税の特別徴収
(年金天引き)が始まります

徴収」であり、前年(平成十九年)四月一日時点で六十五歳に到達していた方が対象となります。それ以降に対象者となる方は順次、年度途中から特別徴収となります。

*七十五歳到達年度は後期高齢者医療制度へ移行するため、特別徴収は行わず普通徴収となります。

【仮徴収と本徴収】

本徴収		仮徴収	
10月	確定した当年度税額から仮徴収分を差し引いた額を納めます。	4月	前年度国保税額をもとに算定した額を納めます。
12月		6月	
2月		8月	

【お問い合わせ先】
本庁住民課税務係または各支所町民課町民係

毎月、本庁・各支所で開設していましたが「出前町長室」は2月、3月とも開設できませんのでご注意ください。なお、4月以降の開設については未定です。(総務課 ☎89-3330)

**物品・施設業務等競争入札(見積)
参加資格追加登録のお知らせ**

町が発注する物品・賃貸借・業務委託の指名競争入札(見積)に参加するには登録が必要です。町と取引を希望される未登録の業者の方は申請してください。
申請受付期間：平成20年2月25日から平成20年3月14日まで 総務課 ☎89-3330

平成20年4月スタート

広島県における後期高齢者医療制度の「保険料率」が決まりました

被保険者の方に納めていただく保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

福祉課

☎89-3335

〈保険料の決まり方〉

$$\text{均等割額} + \text{所得割額} = \text{総所得金額} \times \text{所得割率} = \text{一人当たりの保険料}$$

決定

決定

36,372円/年

6.42%

決定した保険料率

※年金収入だけの被保険者については、年金収入額が153万円以下の場合には所得割は課されません。

「所得の低い世帯の被保険者は、均等割が軽減されます」

世帯の総所得金額（被保険者と世帯主の所得の合計額）	均等割額
『33万円』以下の場合	7割軽減 (10,911円/年)
『33万円+24.5万円×※世帯の被保険者数』以下の場合 ※被保険者が世帯主の場合は世帯主である被保険者を除いた数となります。	5割軽減 (18,186円/年)
『33万円+35万円×世帯の被保険者数』以下の場合	2割軽減 (29,097円/年)

※なお基準となる額は、税制改正などにより今後変更される場合があります。

「年金収入のみの場合の保険料額の具体例」

〔単身世帯の場合〕

年金収入	均等割額	所得割額	年額保険料
153万円以下	10,911円	0円	10,911円
200万円	29,097円	30,174円	59,271円
250万円	36,372円	62,274円	98,646円

〔被保険者2人世帯の場合〕

	年金収入	均等割額	所得割額	年額保険料
世帯主	153万円	10,911円	0円	10,911円
世帯員	79万円	10,911円	0円	10,911円
世帯主	180万円	18,186円	17,334円	35,520円
世帯員	79万円	18,186円	0円	18,186円
世帯主	200万円	29,097円	30,174円	59,271円
世帯員	79万円	29,097円	0円	29,097円

※上記表中の均等割額は軽減後の金額です。

※世帯員の年金収入「79万円」は老齢基礎年金の満額で設定しています。

「制度加入直前に健康保険組合等の被扶養者だった人には、期間限定の軽減措置が別途あります」

〈保険料の納付について〉

保険料は原則として年金から天引き（特別徴収）されます。ただし、年金額が年額18万円未満の人や介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える人等については、納付書や口座振替により個別に納めていただきます（普通徴収）。また、保険料の額は、特別徴収の人は4月（仮徴収分）と10月（本徴収分）に、普通徴収の人は7月にお知らせします。

〈被保険者証の交付について〉

被保険者証は、平成20年3月末日までに、被保険者一人に1枚ずつ郵送によりお届けします。

【問い合わせ先】

●神石高原町役場 福祉課保険係 ☎0847-89-3335

●広島県後期高齢者医療広域連合 業務課 業務係

☎082-502-7822 FAX082-502-7844 e-mail: info@kouiki-hiroshima.jp